

令和元年八月十五日受領  
答 弁 第 一 号

内閣衆質一九九第一号

令和元年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稻田夕季君提出オレンジフラッグ等の視覚に訴える標識でも津波警報を伝えられるようにするための関連法令の改正の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出オレンジフラッグ等の視覚に訴える標識でも津波警報を伝えられるようにするための関連法令の改正の必要性に関する質問に対する答弁書

気象庁においては、海水浴場等を利用する聴覚障害者に対し、視覚による効果的な津波警報等の伝達方法を確保することが課題と認識しており、現在、地方自治体、聴覚障害者団体等からの意見を聴きつつ、気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の改正の必要性も含め、施策の検討を進めているところである。